

民主的変革をめざし台頭するアメリカの若手法律家

—「法と政治経済学運動」

(Law and Political Economy Movement (LPEM))

をけん引するミレニアム世代—

市橋 克哉 (名古屋経済大学)

はじめに

今年の第49回東海自治体学校の記念講演は、岸本聡子杉並区長による「ミュニシパリズムと日本の自治体の可能性」でした。公共の再生による地域経済の民主化、間接的な選挙民主主義に限らない市民のネットワークと情報共有づくりによる直接民主主義の様々な運動の創意工夫について、熱くそしてわかりやすく語る講演でした（『住民と自治』2023年8月号付録東海版2頁以下にその要約が載っています）。

危機に瀕する民主主義の時代にあって、岸本区長がその講演で語った世界各地で起こるミュニシパリズム運動とこの運動に支えられた自治と民主主義の再生の試みに、なにか関連する「話題」を提供できればと思い、講演に先立つ「あいさつ」のなかで、わたしは、民主主義の危機に対峙する「対抗戦略」を今力強く打ち出しているアメリカの「法と政治経済学運動」（Law and Political Economy Movement 以下、「LPEM」といいます）を紹介しました。LPEMは、新自由主義を進めたシカゴ学派による「法と経済学」（Law and Economics）に対抗して、スミス、リカード、マルクス等19世紀の経済学者が使用した「政治経済学」を、その今日的再発見という意味も込めて使っています（『住民と自治』2023年7月号付録東海版3頁に「あいさつ」の要約が載っています）。

そうしたところ、読者の方から、たぶん初

めて聞く「話」で興味深かったのでしょうか、そして、日本における「対抗戦略」を考える際にも「参考」になるかもしれないと考えられたのでしょうか、もう少し詳しく知りたいという要望がありました。

そこで、この『住民と自治』2023年10月号付録東海版の誌面をお借りして、民主的変革をめざし台頭するアメリカの若手法律家のネットワークであるLPEMについて、もう少し詳しく話題提供させていただくことになりました。

若いミレニアム世代がけん引するLPEM

わたしが「あいさつ」で話したアメリカのLPEMは、法と政治経済学の研究を進めるために、革新的な知的、教育的、政治的介入の開発に取り組む研究者、実務家および学生を集める法学分野の新しい研究運動です。イェール大学ロースクールのイニシアチブによって始まり、2017年から刊行している『雑誌 法と政治経済学』（Journal of Law and Political Economy）は、この革新的法学運動ネットワークに参画する人々が精力的に研究発表を行う論壇となっています。

わたしが、まず、驚きをもって、そして、羨望をもって注目したのは、LPEMに参画する者の多くが、ハーバード大学、コロンビア大学、コーネル大学、ニューヨーク市立大学、ペン大学、ジョージタウン大学、カリフォルニア大学バークレー校など、みなさんもよく知っているアメリカ屈指の名門ロースクールに所属する若いミレニアム世代（30代、40

代)の法学研究者であるということです。そして、これらのロースクールで学ぶZ世代(20代)の学生も、自らLPEMサークルを結成して活動していることです。また、大学ごとに、また、複数大学が連携して、定期的な会議、ワークショップ、シンポジウム、その他のイベントの連続シリーズを実施しています。さらに、年配者を含み世代を越えて多くの研究者を擁するネットワークもあって、かれらがLPEMの講演会や出版活動を積極的に応援しています。

1960年代後半から80年代前半には、民主主義科学者協会法律部会(以下、「民科法律部会」といいます)のように、民主的変革をめざす民主主義法学を担う若い研究者が、日本にも大勢いました。ご存じの方もおられると思いますが、民科法律部会は、それから50年を経た今もなお健在で、民主主義の危機に對峙しその對抗戦略の構築を目指した研究活動を積極的に行っています。しかし、そのメンバーの高齢化は顕著です(例えば、わたしたちのように、80年代前半に若手だった者は、今では70歳近くになっています)。そして、ミレニウム世代の若手研究者の層が、とても薄いのがその実情です。この点で、今、若手研究者が多数参画しているアメリカのLPEMによるネットワークづくりとその研究活動には、わたしたちが学ばなければならないことがたくさんあると思います。

LPEMのマニフェスト

LPEMは、このようにトップ・ロースクールの若手法学研究者や学生を集め、アメリカにおける新しい民主主義法学として台頭しています。アメリカで、若く有能なかれらをLPEMに参画させている魅力は、どこにあるのでしょうか。LPEMの創設者であるデヴィッド・シン・グルワル(カリフォルニア大学バークレー校ロースクール教授)、エイミー・カプチンスキー(イェール大学ロースクール教授)、ジェダダイア・ブリットン=パーディ(コロンビ

A大学ロースクール教授)が共同執筆したLPEMのマニフェストから考えてみましょう。

マニフェストは、次のように書いています。

「今は危機の時代である。不平等は加速しており、利益は所得と富の分配の頂点に集中している。この傾向は、人種差別や性別による深刻な不正義と相互作用している。わたしたちの政治、そしてごく一部のグローバルエリートを除くすべての人々の主体性、機会、安全の感覚に重大な影響を及ぼしている。テクノロジーによって、わたしたちが相互につながっていると同時に分断され、制御されていると同時に制御不能になっているという感覚を強めてきた。新たなエコロジックの災害が毎日発生している。わたしたちの地球の未来は危機に瀕している。わたしたちはみな、危険にさらされているが、その危険は不平等だ。

世界中で右翼運動や独裁者が台頭し、民主主義制度や平等と公開に対する政治的取り組みが脅かされている。しかし、左派の新たな動きも出てきている。彼らは、ほんの数年前には考えられなかった力で、経済的不平等、侵食された民主主義、虐殺国家(carceral state、黒人等有色人種を恣意的に取り締まり殺害する国家)、人種差別、性差別、その他の形態の差別に挑戦している。

(中略)

法学研究者や法律家はこの瞬間にどう対応すべきか? わたしたちは新たな出発を提案する。これは、法律と法学がどのようにこれらの変化を促してきたかを暴露し、それらと闘うための洞察と提案を策定することに役立つ、法学の新しい方向性だ。わたしたちは、この種の新しいアプローチが実際に現れつつあると信じる。それは、「法と政治経済学」の学問融合的な運動だ。

わたしたちが法と政治経済学と呼ぶアプローチは、より平等で民主的な社会への取り組みに根ざしている。この方向で活動する研究者

たちは、経済秩序に関する政治的コミュニケーションに、尊厳、帰属、または「承認」の問題を再び結びつけ、社会的・経済的権力を無視または軽視するバージョンの「自由」または「権利」に異議を唱える。」

政治権力の民主的変革とともに、経済権力の民主的変革を構想するLPEM

「今は危機の時代である。不平等は加速しており、利益は所得と富の分配の頂点に集中している。(This is a time of crises.

Inequality is accelerating, with gains concentrated at the top of the income and wealth distributions.)」で始まるLPEMのマニフェスト、そこでは、危機は複数形のcrisesが使われており、マニフェストがあげる具体的な諸危機は多種多様で、いわゆる同時多発の「複合危機 (poly crisis)」の時代にあるという現状認識が示されています。ところが、この「複合危機」が人々に及ぼす影響(被害)となると、それは平等ではないことも、鋭く指摘しています。

そして、「ピンチはチャンス」、弁証法的思考をとるマニフェストは、「危機の時代」にあつてこそ、経済的不平等、侵食された民主主義、虐殺国家、人種差別、性差別、その他の形態の差別に挑戦しようと、呼びかけます。法学分野におけるその挑戦がLPEMということになります。アプローチは、政治権力の変革だけではなく、より広く社会にも視野を広げて経済権力の平等で民主的な変革に向けた取り組みに根ざしたものです。そして、経済秩序に関する政治的コミュニケーションについて、これを、新自由主義が擁護した効率性や消費者福祉ではなく、人々の尊厳、帰属、または「承認」の問題と再び結びつけることで、政治権力と並んで経済的権力についてもきびしくコントロールすることをめざしています。

マニフェストは、多種多様な危機を「複合危機」としてみていて、例えば、民主主義の

危機であれ地球環境の危機であれ、それらを政治の危機であるとともに社会の危機でもあるとみています。そして、政治権力の民主的変革と並んで経済権力の民主的変革にも視野を広げることで、政治権力のコントロールと並んで経済権力のコントロールも目指しています。政治を含めて広く社会の民主的変革をめざすところに、わたしは、おそらくアメリカの若い有能な法律家がLPEMに惹かれる理由があるのだらうと思います。

LPEMが依拠する思考の淵源

「複合危機」について、政治権力とともに経済権力を含む社会の危機とみる、そして、危機への対抗戦略としての民主的変革も、政治権力とともに経済権力を含む社会の変革として広く構想する思考、LPEMに参画する法学研究者が依拠するこうした思考を支える思想の淵源は、アメリカにあつては、いつも自らの歴史のなかに求められるのですが、それは、教育学者のジョン・デューイとルイス・ブランダイス最高裁判事の実証的思想です。例えば、LPEMの共同創設者の一人である行政法研究者K. サビール・ラーマン(現在、バイデン政権情報規制局上級顧問)は、ジョン・デューイとルイス・ブランダイスの自由思想から教訓をえて、次のように述べています。

LPEMが求める自由とは、ラーマンによれば、これまで広く流布していた政府の介入を受けない自由放任の自由ではないし、開かれた市場で契約する自由でもないし、専門家や政策立案者によって提供される安全を享受するという受動的で管理された自由でもないのです。それは、政治と経済の両方の問題に関して、力をつけた管理される者が、管理する者と共有する権力をもつ自由であり、かれらによる自己統治(自治)の自由であると、ラーマンは述べています。

おわりに

東海自治体学校の記念講演で、岸本区長は、世界各地と杉並において進められている、市民がネットワークをつくって参加していく新しい運動を紹介していました。LPEMもまた、同じように、自治能力と交渉力をもった市民が参加することを通して、政治権力と並んで経済権力もコントロールすることを構想しています。

そこで、先にも紹介したラーマンが追究するLPEMの市民参加について紹介することで、この拙稿の「おわり」としたいと思います。

まず、議会に責任を負う行政が監督し管理することで民主主義を実現するという「監督アプローチ」では、市民に対する説明責任が非常に弱いままであると、ラーマンは言います（日本でも、「監督アプローチ」の一種である内閣機能や首相の指導性の強化論の弊害は顕著です）。

次に、集団間の多元主義を行政の内部に埋め込むことで民主主義を実現するという「行政熟議アプローチ」があり、それは、市民参加論の一つではあるが、管理された摩擦のない参加論であるため、力の弱い利害関係者は、依然として行政に依存したままで自治能力も交渉（対抗）力も弱く、市民は行政への情報提供者の役割を担うにとどまらざるをえないと、ラーマンは言います（「処理水」排出の決定に際して無視された漁業関係者の利益をみても、このアプローチの限界が分かります）。

このように欠陥を露呈している「監督アプローチ」も「行政熟議アプローチ」もとらないラーマンが提唱するのが、新しい参加アプローチです。

それは、市民の自治能力を強化して、周縁化された市民も権力を共有することで民主主義を実現する「行政への論争的参加のアプローチ」です。これは、積極的な論争と審議を制度化し、行政過程の内部に多様性に加えて論争も組み込むものです。そして、特定の層

（消費者、年金生活者、農民等）の要求を代弁する使命を行政機関にも付与することで、弱い市民の声を拡大する一種の「規制の公選弁護人」として行政が行動することも構想しています。

バイデン政権は、あくまで国内政治に関してですが、今、アメリカ史上もっとも労働者寄りの政権であると言われていています。LPEMに近い「新ブランダイス学派」に属する反独占の法律家であるリナ・カーン氏（コロンビア大学ロースクール准教授）を連邦取引委員会（FTC）委員長に任命したり、ティム・ウー氏（コロンビア大学ロースクール教授）を技術および競争政策担当大統領特別補佐官に任命したりしたことに象徴されるように、新自由主義からの離脱とニューディール政策を現代に適用する政策が実施されているのです。最近のニュースでも伝えられているように、新自由主義によって弱体化した労働組合を再建し、独禁法を1935年ワグナー法の精神（ブランダイス最高裁判事思想）に戻して強化する政策が進められています。

また、アメリカの若者の間では、資本主義への信頼は急速に落ち込んでおり、逆に社会主義に好意をもつ者が半数を超えたというギャラップ世論調査も、今、注目を集めています。

こうしたバイデン政権による政策転換と若者のなかの意識変化のなかで、若い優秀な法律家が積極的に展開しているLPEMは、この政策転換と意識変化をさらに加速させるものであるため、今後のLPEMの動向から目を離すことはできないでしょう。